

瀬戸市教育委員会 12月定例会

議 案

第41号議案 令和4年10月請願について

(教育政策課長)

4年第41号議案

令和4年10月請願について

令和4年10月に受理した請願書について、瀬戸市教育委員会会議規則第17条の規定に基づき、別紙のとおり提出する。

令和4年12月8日提出

瀬戸市教育委員会

教育長 加藤 正彦

(理由)

この案を提出するのは、請願の採否について、教育委員会の議決を求める必要があるためである。

請 願 書

瀬戸市教育委員会
教 育 長 様

2022年10月30日

請願者
住 所
氏 名



瀬戸市教育委員会会議規則（教委規則第1号）第17条の規定に基づき、請願します。
記

【請願の要旨】

1. 行政不服審査法に基づく審査請求に対し、真摯に対応しない教育長、学校教育課関係職員を処分すること。

【請願の理由】

1. 私は、2020.4.27付「公文書開示請求書」を提出し、「にじの丘学園が掲げる『協働型課題解決能力』の育成のための教育課程」等の公文書開示を求めた。これに対し、市教委は、「公文書一部開示決定」処分を行った（2020.5.19付2瀬学教第224号）。この処分に対して、私は、2020.6.4付「審査請求書」を提出した。以下は、その後の経過である。
 - ・審査庁としての教育長より、2021.3.29付で「弁明書」の送付を受けた。（「審査請求書」提出から9カ月以上経過。）
 - ・審査請求人が、2021.4.15付「反論書」を提出した。
 - ・審査請求人は、2021.7.30に「口頭意見陳述」を行うことができた。（「反論書」提出から3カ月以上経過。）
 - ・審査請求人は、上記「口頭意見陳述」時に処分庁に対し「質問」を行った。右「質問」について、その場で処分庁が回答できなかった事項に関し、審査庁は、「2021.8.12までに回答するよう」求めた。しかし、私が「回答」の送付を受けたのは、2021.12.1であった。（審査庁の定めた期日より3カ月以上経過。しかも、わずか5項目の「質問」に対する「回答」、である。）◎その後、今日（2022.10.30）に至るまで「放置」状態。即刻、瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会に諮問すべきであるにもかかわらず、である。
2. つまり、「弁明書」の作成も遅く、「質問に対する『回答』」の作成も遅く、すべて対応が遅い。「審査請求書」提出（2020.6.4）から、すでに2年4カ月以上経過した。市教委（処分庁）の「裁決書」が示されるまでには、一体何年かかるのか。
3. 審査請求書の提出は、行政不服審査法に基づくものであり、同法は「簡易迅速」を旨としている。しかし、市教委（処分庁）は、関係事務を「放置し」、或いは「怠り」、その対応は行政不服審査法の制定趣旨に反するものと言わざるを得ない。換言すれば、明らかに適正な事務処理能力を欠いているのではないか、ということだ。よって、ここに教育長らの処分を求める。

なお、私の審査請求に関し、他にも同様に事務を怠っているケースがあることを付け加えておく。

